

議案第19号

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及びつくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度（以下「個人情報保護制度」という。）の適正な運営」を「の適正な運営、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及びつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年つくば市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）並びにつくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくば市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）による個人情報の適正な取扱い」に改める。

第2条第1項中「情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関」を「情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関並びに個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関及び議

会」に改め、同項第2号中「個人情報保護条例第43条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、同項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 議会個人情報保護条例第45条第1項に規定する審査請求に係る事項

(4) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

(5) 情報公開制度の運営に関する重要事項

第2条第1項に次の2号を加える。

(6) 個人情報保護法施行条例第11条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(7) 議会個人情報保護条例第50条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

第2条第2項中「情報公開制度」の次に「の適正な運営」を加え、「個人情報保護制度」を「個人情報の適正な取扱いの確保」に改める。

第10条第1項中「個人情報保護条例第21条第1項、第32条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は」を「次に掲げる開示決定等、訂正決定等若しくは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等

(2) 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のつくば市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の情報公開・個人情報保護審査会条例」という。)の規定は、個人情報の保

護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第2項若しくはつくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくば市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第18条第2項に規定する開示請求（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされたものに限る。）に係る個人情報保護法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等又は不作為についての審査請求について適用し、つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年つくば市条例第 号）附則第3項の規定による廃止前のつくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第14条第2項に規定する開示請求（施行日前にされたものに限る。）に係る旧個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等又は不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

3 改正後の情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、個人情報保護法第90条第2項若しくは議会個人情報保護条例第31条第2項に規定する訂正請求（施行日以後にされたものに限る。）に係る個人情報保護法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は不作為についての審査請求について適用し、旧個人情報保護条例第28条第2項に規定する訂正請求（施行日前にされたものに限る。）に係る旧個人情報保護条例第32条第1項に規定する訂正決定等又は不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

4 改正後の情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、個人情報保護法第98条第2項若しくは議会個人情報保護条例第38条第2項に規定する利用停止請求（施行日以後にされたものに限る。）に係る個人情報保護法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等又は不作為についての審査請求について適用し、旧個人情報保護条例第36条第2項に規定する利用停止請求（施行日前にされたものに限る。）に係る旧個人情報保護条例第

40条第1項に規定する利用停止決定等又は不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、審査会の設置に係る規定を改める必要があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）の<u>適正な運営、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及びつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年つくば市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）並びにつくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくば市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）による個人情報の適正な取扱い並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関並びに個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。</u>以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係る事項</u></p> <p>(3) <u>議会個人情報保護条例第45条第1項に規定する審査請求に係る事項</u></p> <p>(4) <u>番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</u></p> <p>(5) <u>情報公開制度の運営に関する重要事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）<u>及びつくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度（以下「個人情報保護制度」という。）の適正な運営</u></p> <p>_____並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u>_____をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例第43条第1項</u>_____に規定する審査請求に係る事項</p> <p>(3) <u>番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</u></p> <p>(4) <u>情報公開制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>(5) <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p>

(6) 個人情報保護法施行条例第11条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(7) 議会個人情報保護条例第50条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度の適正な運営及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は次に掲げる開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等

(2) 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等

2—4 (略)

第11条 (以下略)

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護条例第21条第1項、第32条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2—4 (略)

第11条 (以下略)